

令和 7年（第3回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和7年3月24日（月）午後1時30分

と ころ 新館9階 191会議室

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第27号	農地法第3条の3の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第30号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第31号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第32号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと			
議案第33号	非農地証明願承認のこと			
議案第34号	農地法第18条第6項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第35号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと			
議案第36号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案への意見にかかる専決処理について報告のこと			
議案第37号	農用地利用集積等促進計画案について意見を求めること			
議案第38号	農用地利用集積計画の決定について			
議案第39号	農業経営改善計画の変更について意見を求めること			
月次総会次回以降の開催予定	4月24日（木） 新館10階 大会議室	現地調査 4月18日（金） （午前・東地区） （午後・西地区）	5月26日（月） 新館9階 191会議室	現地調査 5月20日（火） （午前・西地区） （午後・東地区）

令和7年（第3回）

加古川市農業委員会月次総会議案(追加)

と き 令和7年3月 24 日(月)

ところ 新館9階191会議室

議案第 40 号	許可(受理)の取消等について報告のこと
----------	---------------------

令和7年 第3回 月次総会審議参考資料

令和7年3月24日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第26号 第1番	議案第26号 第2番	議案第26号 第3番	議案第26号 第4番
1 すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	-	有	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2 通作距離 法3-2①		0.5km	0.5km	4.2km	0.1km
3 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無
4 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	稲作	畑作	畑作
	農業従事者	本人、父、母、弟	本人、父、母、弟	本人、妻	本人、妻
	農業用倉庫	有	有	無	有
	農機具	所有・リース	所有・リース	所有	所有
	営農全体計画	稲作:3,750㎡ 自家消費	稲作:3,750㎡ 自家消費	稲作:2,086㎡ 自家消費 畑作:763㎡ 自家消費	畑作:73㎡ 自家消費
5 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第26号 第5番	議案第26号 第6番	議案第26号 第7番	議案第26号 第8番
1 すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	有	有	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2 通作距離 法3-2①		1.0km	1.0km	0.5km	8.0km
3 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	支障無	支障無	該当無	該当無
4 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	稲作	稲作	畑作
	農業従事者	本人、子	本人、妻、 子、子の妻	本人、妻	本人、父、母
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	リース	所有	所有	所有
	営農全体計画	畑作:3,298㎡ 販売	稲作:7,087㎡ 自家消費 畑作:2,054㎡ 自家消費	稲作:37,252.30㎡ 自家消費	畑作:1,228㎡ 自家消費
5 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4.					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第26号 第9番
1 すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有
	現耕作地の農地性	有
	貸付地の農地性	-
2 通作距離 法3-2①		4.0km
3 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無
	地域計画の達成への支 障	支障無
4 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作
	農業従事者	本人
	農業用倉庫	有
	農機具	所有
	営農全体計画	稲作:113,966㎡ 販売
5 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)	
	構成員要件 (総議決権の1/2超)	
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)	
6 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の時常従事	
7 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4		

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 28 号 第 1 番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3 種農地 (住宅が連たん)
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	原則許可
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	- (建築済み)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	- (建築済み)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	- (建築済み)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	始末書添付

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第29号 第1番	議案第29号 第2番	議案第29号 第3番	議案第29号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (神野南土地区画 整理事業)	3種農地 (神野南土地区画 整理事業)	2種農地 (市街地から 50m/農地集団 規模5.5ha)	3種農地 (住宅が連たん)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	原則許可	原則許可	ほかに代替地な し	原則許可
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと				始末書添付

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 29 号 第 5 番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から 50m/農地集団 規模2.5ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	始末書添付

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第33号 第1番	議案第33号 第2番	
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類			
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	
2 土地の位置図	有	有	
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	11番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】

農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番	20番	21番	22番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	23番	24番	25番	26番	27番	28番	29番	30番	31番	32番	33番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	34番	35番	36番	37番	38番	39番	40番	41番	42番	43番	44番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、教人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	45番	46番	47番	48番	49番	50番	51番	52番	53番	54番	55番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	56番	57番	58番	59番	60番	61番	62番	63番	64番	65番	66番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

(審議参考資料)

農業経営改善計画の変更について意見を求めること

申請者		株式会社 〇〇営農				
目標とする営農類型		複合経営				
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○				
	販売単価等の向上	-				
	生産量等の向上	○				
	コスト等の削減	○				
	その他改善	-				
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	〇〇万円				
	目標(R8)	〇〇万円				
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	2,333時間				
	目標(R8)	2,197時間				
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻	水稻(WCS)	大麦	小麦	小麦種子
	現状(R5)	407	-	437	348	0
	目標(R8)	420	-	315	330	450
	品目	白大豆	黒大豆	そば	野菜(えごま)	
	現状(R5)	19	56	25	17	
	目標(R8)	110	105	30	15	
現状と目標・措置	生産方式の合理化	現状は小麦の収穫と田植え及び大豆の播種時期が重なっている。また、稲の刈取りと大豆の収穫及び麦の播種時期が重なり、作業が煩雑で能率が悪く適期作業を逃している。農業の基本(「適地・適期・適作」)に戻り、水管理や圃場の均平改善、ドローンによる作業・工数改善、農業機械の稼働率UP等の施策を実施し生産性を向上させる。				
	経営管理の合理化	これまで見積書・請求書等の発行等は人手に頼っていたが、販売管理システムの導入により受注・請求データの生成作業が簡略化されつつある(試験運用中)。また、作業の簡略化と共に、売上・購入・支払・在庫管理等が可能となり、さらには顧客・商品別の原価管理等へ展開していくことを目標とする。				
	農業従事の態様等の改善	現状は月給制を採用し、三六協定に基づく農繁期と農閑期のバランスを考慮した労働時間管理や休暇の取得を推進している。今後は労働環境改善、福利厚生充実を図り、退職金制度採用の検討を進めたい。				
	その他の農業経営の改善	従来のヘリ防除からドローンを活用した農業散布へ、また、圃場全面の一律施肥から生育状況に応じた可変施肥など、新しい工法を採用することにより生産性と品質の向上を図り、収益向上を目指す。 借り上げた第2倉庫にてミーティングルームや精密農機の保管室、農機整備場等の改装を行い、スマート農業の拠点として活用し効率化に繋げる。				
経営の構成 (法人役員等)	現状(R5)	7人				
	目標(R8)	7人				
常時雇	現状(R5)	13人				
	目標(R8)	11人				
臨時雇(実人数)	現状(R5)	0人				
	目標(R8)	4人				
その他特記事項	-					

(審議参考資料)

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
トラクター	8台 (馬力63、57、74.7、34、25、60、70、35)
フレールモア	5台
ロータリー	1台
アースロータリー	3台
ハロー	2台
レーザーレベラー	1台
ショートディスク	1台
リバーシブルプラウ	1台
バーチカルハロー	1台
ブロードキャスター	2台
畔塗機	1台
弾丸暗渠機	1台
溝堀機	3台
播種機	2台
鎮圧ローラー/施肥機	2台
田植機	2台 (6条、8条)
自脱コンバイン	2台 (刈幅6条、5条×3)
汎用コンバイン	3台 (刈幅3条、4条×2)
管理機	2台
管理機 (谷上げ機)	2台
自走式作業台車 (動力運搬車)	1台
トレーラー	2台
畝立て機	1台
農耕用運搬車	1台
ポンプ	1式
除草機	2台
トラクター用ナビ	1台